

行政書士荒川経営法務事務所

業務の紹介

第 1.0 版

2015 年 6 月 1 日

●連絡先：代表者・行政書士 荒川正治

◎ メール：jpdfg402@ybb.ne.jp

◎ 固定電話/FAX：047-367-7172

◎ 携帯電話：070-5024-4006

◎ 郵送先住所：〒271-0076

千葉県松戸市岩瀬125番地の1 サンヴェール松戸308号
行政書士荒川経営法務事務所 荒川正治

◎ 事務所 HP：<http://bizlaw-arakawa.sakura.ne.jp/>

◎ 事務所 Facebook ページ：<https://www.facebook.com/bizlaw.arakawa>

主要業務の内容

行政書士荒川経営法務事務所は東葛地域を中心に活動している松戸市の行政書士事務所です。現在、主に以下の業務を行っております。

◎遺言・相続手続業務

- ・遺言書の原案作成、公正証書化の手続、遺産分割協議書の作成、その他相続に必要な手続のお手伝いをいたします。

◎入管申請取次業務

- ・日本に來られる外国人の在留資格の取得・更新・変更等のための申請書類の作成と入国管理局への申請の取次、及び依頼主様との相談をいたします。

◎会社設立業務

- ・株式会社、合同会社、NPO 法人の設立に必要な書類の作成と手続の代理をいたします。なお、会社の登記は司法書士に依頼することになります。

◎契約書作成業務

- ・取引先等との将来の紛争を未然に防止するために、また紛争となった場合に有利な立場に立つために適切な契約書を作成することが必要です。当事務所はお客様の契約書の作成のお手伝い、契約草案のチェック、あるいはお客様に代わって契約書の作成をいたします。

◎許認可申請業務

- ・お客様の事業に必要な許認可等の申請手続書類の作成と役所への申請手続の代理をいたします。

◎著作権業務

- ・著作権関係の契約書等の作成、契約交渉の際の助言と立ち会い、文化庁での著作権等の登録の申請書類の作成と登録申請の代理、一般財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)でのプログラム登録の申請書類の作成と登録申請の代理、及び著作権等の契約・登録手続に関する相談をいたします。

◎その他の業務

- ・日本政策金融公庫の創業融資の申込手続支援、少人数私募債発行支援、補助金申請支援、内容証明郵便の作成等をいたします。

遺言・相続手続業務

行政書士荒川経営法務事務所は遺言書の原案作成、公正証書化の手続、遺産分割協議書の作成、その他相続に必要な手続のお手伝いをいたします。

- ①自筆証書遺言原案作成
- ②公正証書遺言作成
- ③公正証書遺言における証人
- ④秘密証書遺言作成
- ⑤遺産分割協議書作成
- ⑥相続人調査(相続関係図作成)
- ⑦相続財産調査(財産目録作成)
- ⑧事後手続代行(金融機関等名義変更)

入管申請取次業務

行政書士荒川経営法務事務所は、日本に来られる外国人の在留資格の取得・更新・変更等のための申請書類の作成と入国管理局への申請の取次、及び依頼主様との相談をいたします。

- ①在留資格認定証明書交付申請
- ②在留資格変更許可申請
- ③在留期間更新許可申請
- ④在留資格取得許可申請
- ⑤再入国許可申請
- ⑥資格外活動許可申請
- ⑦就労資格証明書申請
- ⑧永住許可申請
- ⑨帰化許可申請
- ⑩在留カード交付申請
- ⑪パスポート代理申請

会社設立業務

行政書士荒川経営法務事務所は、株式会社、合同会社、NPO 法人の設立に必要な書類の作成と手続の代理をいたします。なお、会社・法人の登記は司法書士に依頼することになります。

◎株式会社設立サービス：

- ①同一商号調査
- ②発起人会の議事録作成
- ③定款の作成
- ④定款の認証の申請手続代理
- ⑤株式の払い込み証明書の作成
- ⑥会社設立登記の司法書士への依頼
- ⑦会社設立後の官公署への届出の手続代理(法令上、行政書士が可能なもの)
- ⑧会社設立関連のコンサルティング

◎合同会社設立サービス：

- ①同一商号調査
- ②発起人会の議事録作成
- ③定款の作成
- ④出資金の払い込み証明書の作成
- ⑤会社設立登記の司法書士への依頼
- ⑥会社設立後の官公署への届出の手続代理(法令上、行政書士が可能なもの)
- ⑦会社設立関連のコンサルティング

◎NPO 法人設立サービス：

- ①要件適合性確認のコンサルティング
- ②所轄庁への事前確認・相談の支援
- ③設立総会のサポート
- ④設立認証申請書類の作成
- ⑤法人設立登記の司法書士への依頼
- ⑥設立登記後の所轄庁への書類提出

契約書作成・著作権業務

◎契約書作成業務

取引先等との将来の紛争を未然に防止するために、また紛争となった場合に有利な立場に立つために適切な契約書を作成することが必要です。

行政書士荒川経営法務事務所は、お客様の契約書の作成のお手伝い、契約草案のチェック、あるいはお客様に代わって契約書の作成をいたします。

現在、以下の契約書の作成とそのためのご相談及び契約の立ち会いを承ります。

- ・商品売買契約
 - ・継続的取引基本契約
 - ・OEM契約
 - ・代理店契約
 - ・製造委託契約
 - ・金銭消費貸借契約
 - ・金銭消費貸借兼抵当権設定契約
 - ・根抵当権設定契約
 - ・抵当権設定契約
 - ・不動産売買契約
 - ・秘密保持契約
-
- ・契約書作成に関する相談
 - ・重要契約の立ち会い

◎著作権業務

行政書士荒川経営法務事務所は、著作権関係の契約書等の作成、契約交渉の際の助言と立ち会い、文化庁での著作権等の登録の申請書類の作成と登録申請の代理、一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）でのプログラム登録の申請書類の作成と登録申請の代理、及び著作権等の契約・登録手続等に関する相談をいたします。

許認可申請業務

行政書士荒川経営法務事務所は、お客様の事業に必要な許認可等の申請手続書類の作成と役所への申請手続の代理をいたします。
現在、以下の許認可等の申請を承っております。

◎飲食店営業許可

◎酒類販売免許：

- ①一般酒類小売業免許新規申請
- ②免許取得後の毎年度の報告書、各種異動申告書・報告書・申請書等の作成

◎古物商許可

◎宅地建物取引業免許：

- ①宅建業免許申請(大臣)新規
- ②宅建業免許申請(知事)新規
- ③宅建業免許申請(大臣)更新
- ④宅建業免許申請(知事)更新
- ⑤宅地建物取引主任者資格登録申請
- ⑥営業所の変更
- ⑦取引主任者の変更
- ⑧役員の変更

◎建設業許認可：

- ①建設業許可申請(大臣許可)新規
- ②建設業許可申請(知事許可)新規
- ③建設業許可申請(大臣許可)更新
- ④建設業許可申請(知事許可)更新
- ⑤経営状況分析申請
- ⑥経営事項審査申請
- ⑦経営規模等評価申請及び総合評定値請求
- ⑧建設工事等入札参加資格審査申請
- ⑨建設業変更届(決算報告・大臣)
- ⑩建設業変更届(決算報告・知事)

◎農地法許可:

- ①農地法第3条許可申請
- ②農地法第4条許可申請
- ③農地法第5条許可申請
- ④農地法第4条届出
- ⑤農地法第5条届出
- ⑥営農計画書作成
- ⑦農用地除外申請

◎産業廃棄物収集運搬業許可:

◎車庫証明申請

その他の業務

行政書士荒川経営法務事務所は、その他の業務として中小企業・個人事業主の経営者の皆様の事業経営を支援する以下の業務を行っております。

◎日本政策金融公庫の創業融資の手続支援サービス:

- ①Due Diligence
- ②創業計画書作成
- ③付属資料・説明資料作成
- ④金融機関等説明支援

◎少人数私募債発行支援サービス:

少人数私募債発行のために必要な以下の書類の作成を代行します。

- ①募集要項
- ②社債発行趣意書
- ③取締役会等の議事録(私募債発行決議の議事録)
- ④社債申込証
- ⑤社債申込受付票
- ⑥募集決定通知書
- ⑦社債原簿
- ⑧社債申込証拠金預り証

(※)少人数私募債の投資家募集の勧誘のために使用する事業計画書の作成については、上記の資金調達支援サービスによって別途、アドバイスを行うことができます。

◎補助金申請支援サービス:

補助金申請に関するご相談と申請書類の作成のお手伝いをします。

◎内容証明郵便の作成サービス

◎事業再生支援サービス

◎M&A 支援サービス

◎事業承継支援サービス